

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
5月15日	1	実施要領の「6.参加者等の条件」について、設計JVにて参加する場合、総括にあたる意匠設計事務所が複数の企業となってもよいでしょうか？ またその場合、複数の意匠設計事務所の全てが「5.参加資格」を満たしていなければいけないのでしょうか？	設計JVの総括責任者は業務の監督をするものと考えており、1名の専任で配置することになります。 実施要領の「6.参加者等の条件」の(2)のアで設計JVの場合は、構成員全てが「5.参加資格」を満たしていることとしています。
	2	実施要領の「6.参加者等の条件」について、電気設備設計・機械設備設計で参加する企業は、設備設計事務所ではなく、設計・施工を行う企業の場合でも、「5.参加資格」を満たしていれば参加が可能でしょうか？（あくまでも設計のみの参加です）	参加者は、単体企業または設計JVとしており、「5.参加資格」及び「6.参加者等の条件」を満たしていれば、参加可能です。 設計JVの場合は、「基山町立保育所等基本設計業務委託共同企業体取扱要領」（HP掲載）の内容を踏まえて参加表明をしてください。
	3	提案書の見積もり上限金額はいずれも消費税込みの金額を表記されているということでしょうか。	お見込の通り、消費税込みの金額になります。
	4	「実施設計等は入札を予定している。ただし、・・・」とありますが、工事監理業務はどのような予定でしょうか。	建設工事は平成31年度に予定しております。
	5	参加条件として、単体企業の場合は県外事業者でも可ととらえてよいでしょうか。	お見込の通り可能です。ただし、「5.参加資格」及び「6.参加者等の条件」を満たす必要があります。
	6	審査委員会委員の氏名の公表をお願いできないでしょうか。	審査委員会委員の氏名の公表については、公平性を保つため、事業候補者決定後を予定しております。
	7	参加表明の際、提出書類に「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」があります。個人事業主の場合はこれに替えてどんな書類を提出すればよいでしょうか。	税務署に届出されている「個人事業の開業・廃業等届出書（控用）」及び「一級建築士事務所登録済証」の写しを提出してください。
	8	単体企業の場合は、県内事業者で無くても良いでしょうか。	お見込の通りです。ただし、「5.参加資格」及び「6.参加者等の条件」を満たす必要があります。
	9	協力業者（設計JVでは無い）がいる場合でも、単体企業となりますか。	お見込の通りです。ただし、「5.参加資格」及び「6.参加者等の条件」を満たす必要があります。
	10	参加資格の同規模施設（1000㎡以上、倉庫は含まない）とは、認可保育所でもなくても良いでしょうか。	お見込の通りです。様式第4号の実績については、同種業務実績（1,000㎡以上の児童福祉施設（認可保育所等））、類似業務実績（1,000㎡以上の公共的施設）、その他業務実績（1,000㎡以上の建築物）の順で優先してご記入ください。